

福岡県建築物耐震改修促進計画【別紙】

第3章Ⅲ. 1. 1). (3) 防災拠点建築物の指定による計画的な耐震化の推進

- ◇ 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要で、かつ耐震化の進んでいない建築物について、市町村の意向を踏まえ、下表のとおり14施設追加の指定を行った（令和2年4月1日に13施設に変更）。
（指定日：平成29年4月1日、耐震診断結果の報告期限：平成30年12月31日）

【大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物】

建築物名称	所在地	建築物の用途	災害時の用途
大牟田市役所本館	大牟田市	庁舎	災害拠点施設
大牟田市役所新館	大牟田市	庁舎	災害拠点施設
勝立地区公民館	大牟田市	公民館	避難所
筑後市役所本庁舎	筑後市	庁舎	災害拠点施設
延永公民館	行橋市	公民館	避難所
宇島公民館	豊前市	公民館	避難所
中央公民館	豊前市	公民館	避難所
千束公民館	豊前市	公民館	避難所
中間市体育文化センター	中間市	体育館	指定避難所
宮若市役所庁舎本館	宮若市	庁舎	災害拠点施設
糸島市庁舎本館	糸島市	庁舎	災害拠点施設
鞍手町中央公民館	鞍手町	公民館	避難所
鞍手町町立武道館	鞍手町	体育施設	避難所
東峰村役場宝珠山庁舎	東峰村	庁舎	災害拠点施設

※平成29年4月1日当初指定していた千束公民館については、新耐震基準の建築物であることが判明したため、令和2年4月1日に本計画から外している。